平成２１年（フ）第７０９号
茨城県鉾田市鉾田745番地
債務者　冨坂　うめ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１３号
茨城県那珂市下大賀1628番地７
債務者　増子　則行
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１５号
茨城県東茨城郡城里町大字阿波山621番地の１
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１９号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3848番地86
債務者　齊藤　　淳
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７３０号
水戸市千波町1838番地の27　メゾンみどりヶ丘210号
債務者　李　　玉珠
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７３５号
茨城県水戸市五軒町１丁目５番10号
債務者　西村　雅美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７４８号
茨城県鉾田市鉾田649サクラハイツＢ202号、住民票上の住所茨城県神栖市鰐川764番地
債務者　鳶　　良和
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
茨城県石岡市石岡3110番地４　古渡コーポＡ202
債務者　小泉かほり
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３１３号
茨城県土浦市生田町６番25号
債務者　助川眞由美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２３号
茨城県土浦市田中１丁目10―９　レオパレス21プリマベーラ203、住民票上の住所茨城県鉾田市大和田974番地
債務者　杉山　　正
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２８号
茨城県土浦市並木３丁目７番13号、住民票上の住所茨城県土浦市天川２丁目７番35号
債務者　堀越　　修
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３８号
埼玉県秩父郡小鹿野町飯田653番地　滝原団地231号、旧住所埼玉県秩父市上吉田4110番地
債務者　垣堺れん子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
金沢市上荒屋６丁目261番地
債務者　坂本　　晃
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５９６号
金沢市小立野２丁目５番13号、従前の住所金沢市増泉３丁目13番33号
債務者　藪内　正美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４５９号
愛知県海部郡七宝町大字鷹居３丁目16番地の９
債務者　水上　清子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６０号
愛知県海部郡七宝町大字鷹居３丁目16番地の９
債務者　水上　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２４６号
愛知県日進市五色園３丁目1510番地
債務者　平松　明子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部